

第3期鶴ヶ島市立図書館基本構想

令和7年5月

鶴ヶ島市教育委員会

目 次

1 基本構想の策定にあたって	2
(1) 構想の目的	2
(2) 構想の位置付け	2
2 市立図書館の動向	3
(1) ネットワーク化	3
(2) 図書館利用の変化	3
(3) 指定管理者制度	4
(4) 新型コロナ対策とDX（デジタルトランスフォーメーション）	4
3 第2期基本構想の評価と今後の課題	5
(1) 評価	5
(2) 今後の課題	6
4 第3期基本構想の全体像	8
5 第3期基本構想の「これからの図書館像」	9
【6つの基本目標】	9
【SDGs（持続可能な開発目標）を支持する図書館】	10
基本目標1	11
基本目標2	13
基本目標3	15
基本目標4	17
基本目標5	18
基本目標6	19
6 鶴ヶ島市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本計画	21
(1) 目的	21
(2) 現状と課題	21
(3) 基本的な方針	21
7 第3期基本構想の推進	23
(1) 推進体制	23
(2) 進捗管理等	23
【資料編】	
第2期基本構想の計画達成度	24

1 基本構想の策定にあたって

(1) 構想の目的

鶴ヶ島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、管理体制の変化や刻々と変化する社会情勢に対応するための基本的なビジョンを「これからの図書館像」として明らかにする鶴ヶ島市立図書館基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、その実現に向けて取り組んでいます。

現行の第2期基本構想は、令和2（2020）年度に、新型コロナウイルス感染症対策（以下「新型コロナ対策」という。）が必要となり、鶴ヶ島市立図書館（以下「市立図書館」という。）を取り巻く状況が急激に変化したため、第1期基本構想の終期を前倒して、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を見すえて策定しました。

こうした中、第3期基本構想は、第2期基本構想のこれまでの取り組みについて検証し、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までの今後3年間の基本的な方向性を明らかにすることを目的とします。

(2) 構想の位置付け

第3期基本構想は、鶴ヶ島市立図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）から、令和6（2024）年3月に教育委員会に提言された「ニーズや課題を踏まえた鶴ヶ島市立図書館の管理運営について」の内容を勘案するとともに、第6次鶴ヶ島市総合計画（基本構想・後期基本計画）および第4期鶴ヶ島市教育振興基本計画を踏まえて策定しました。

また、基本構想の対象期間は、指定管理者の指定期間と連動するように策定してきました。令和7（2025）年度に実施する指定管理者の選定では、第3期基本構想の考え方を反映した業者選定となることを目指します。

2 市立図書館の動向

(1) ネットワーク化

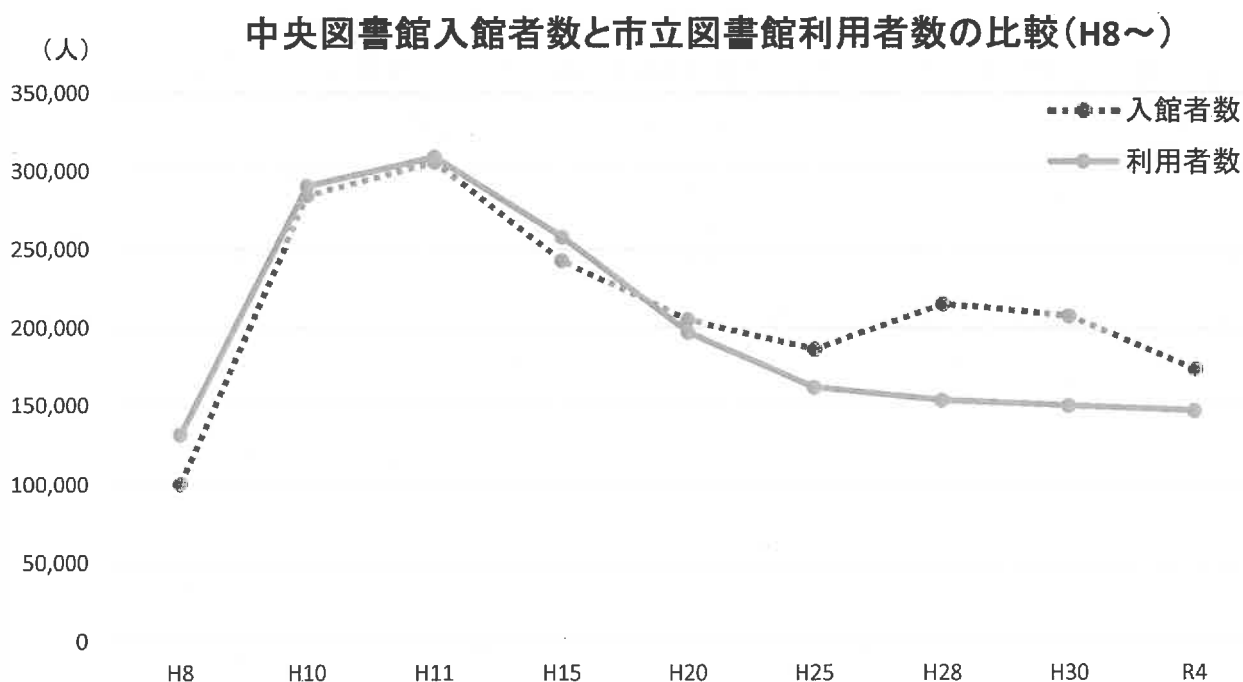
昭和46（1971）年に鶴ヶ島町公民館の一室に鶴ヶ島町立図書館が付設され、図書館業務を開始しました。その後、公民館（現在の市民センター）の建設とともに図書館分室が整備され、平成8（1996）年には鶴ヶ島市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）が開館しました。中央図書館、図書館分室、若葉駅前カウンターは図書館システムでつながっており、どの施設からも資料の検索、予約、貸出、返却ができます。

また市内の小・中学校13校には、学校司書を配置した学校図書館があり、市立図書館と同じ図書館システムを使用することで、市立図書館の資料検索ができるなど、ネットワーク化による利便性の向上が図られてきました。

(2) 図書館利用の変化

近年ではインターネットによる図書サービスの普及、人口減少など社会状況の変化の影響もあり、市立図書館利用者数の減少が続いています。

一方で、平成28（2016）年度のICTコーナー導入以降、学習席での調べものなど滞在型の利用は、利用者数の変化とは傾向が異なる状況です。図書館資料とあわせてタブレット端末の閲覧やパソコンを利用する傾向に変化してきました。



（３）指定管理者制度

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について、民間事業者等が有するノウハウを活用して、住民サービスの質の向上を図ることを目的とした地方自治法に規定された制度です。本市の公共施設では導入が進み、市立図書館は平成２８（２０１６）年度から指定管理者制度による管理運営を行っています。

効率的な人員配置などによる管理運営上の経費の削減はもとより、第２期の指定管理期間からは照明のＬＥＤ化やデジタルサイネージ※１などの施設設備の充実、図書資料費の増額を実施し、令和４（２０２２）年度には電子図書館の資料費の臨時増額を実施しました。

（４）新型コロナ対策とＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）※２

市立図書館は、新型コロナ対策のため、令和２（２０２０）年３月から５月下旬まで臨時休館しました。令和５（２０２３）年５月には「新型コロナウイルス感染症の５類化」がなされましたが、新型コロナ対策期間中の取り組みは、図書館運営に大きな変革を示すこととなりました。

本市でも新型コロナ対策として、電子図書館の導入とともにセルフ貸出のカウンター機器を設置し、非来館・非接触型サービスを開始しました。

これらの取り組みだけでなく、全国的には非来館・非接触をより高度に実現できる技術の導入が進んでいます。電子図書館のほか、各蔵書にＩＣタグを貼付することによるセルフ貸出の簡易化・スピードアップや、予約本の受け取りを自動化する事例も増えてきました。

※１ デジタルサイネージ：液晶ディスプレイやプロジェクターを設置して広告や各種案内を表示するもの

※２ ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）：ＩＴ（情報技術）が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革

3 第2期基本構想の評価と今後の課題

(1) 評価

第2期基本構想では、個人や地域における課題解決を支援するための役割を重要視して、電子図書館や高齢者・障害者サービスの充実、交流空間としての役割を担うことを目指しました。

第3期基本構想の策定にあたり、第2期基本構想の4年間における、基本目標の達成状況を検証した（資料編 第2期基本構想の計画達成度参照 p.24）結果、目標は概ね達成されました。

なかでも次のことは、成果が得られています。

①電子図書館

導入当初の段階においては、ログイン回数や貸し出し冊数に伸び悩む傾向がありましたが、新着資料やおすすめ本などの画面表示をこまめに調整するなど、運営方法の工夫が定着すると、安定した利用が見込めるようになりました。

令和4（2022）年度には新型コロナ対策として、通常の資料費とは別に、無期限のライセンス形態で、児童書や視覚障害のある人、高齢者にも親しみやすい音声読み上げ機能のある電子書籍などを重点的に購入しています。

また、デジタル郷土資料については、当初から予想を上回る利用があり、成果を上げています。

②高齢者・障害者サービス

高齢者に向けた大活字本は所蔵の拡大と合わせて、各分室への巡回により充実を図りました。障害者に向けた「りんごの棚」についても棚のスペースを拡大し、質・量ともに充実を図りました。

③図書館設備の改善

第2期基本構想の対象期間の直前に実施した、学習室の利用状況や最新のお知らせなどを表示する「デジタルサイネージ」の導入、開架エリアを中心とした照明のLED化などは、利便性の向上に成果を上げています。特に照明のLED化については、東日本大震災以降の蛍光灯の間引きにより館内照度を下げていたことから、大幅な環境改善となりました。

④スマート図書館

電子図書館にとどまらず、図書館ホームページ上にレファレンスサービス^{※3}の窓口を設置するなど非来館・非接触型のサービスを充実しました。また中央図書館で開催した講座や、つながるアート展の作品群をインターネットで公開するなど、新たな取り組みを実施しています。

(2) 今後の課題

①ニーズの変化への対応

公共図書館は、地域における知の情報拠点として、学習や調査研究、趣味・娯楽などの多様なニーズに対応するために資料を収集・整理し、市民への正確な情報の提供に努めてきました。

インターネットサービスによる情報の収集や閲覧、休憩コーナーでの軽食や会話など居場所の一つとして、図書資料の貸出によらない利用が増えています。

読書や調べもの、学習をする空間と、会話や交流をすることができる空間を分けるゾーニングなど、図書館に求められる機能の変化に対応していくことが必要となっています。

②DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応

新型コロナ対策を行う中で充実してきた、電子図書館やデジタル郷土資料の利用は増えており、今後も非来館・非接触型サービスの充実は不可欠なものとなっています。

また、中央図書館の整備以前には本市の図書館行政の中核を担った、南分室を含む南市民センターについて、令和11（2029）年に移転が予定されています。

このため、第3期基本構想の対象期間をこれまでの5年から3年に短縮し、対象期間を通して市立図書館の蔵書・資料へのICタグ貼付を行うなど、新たな南分室の開設とあわせて、DXの推進に取り組むことが求められます。

新たな南分室の整備にあたっては、歩いて行ける身近な図書館などのサービスの良い部分は残しながら、先進的な技術の導入や省力化に配慮した設計等により、人口減少の時代にあった図書館のあり方を反映するなど、他の分室や中央図書館の取り組みをリードすることが期待されます。

^{※3} レファレンスサービス：資料や情報を求めている人と適切な情報源を図書館員が手助けをして結びつけるサービス

③高齢化への対応

市の人口に占める高齢者の割合は増えていますが、市立図書館の利用者のうち50歳以上の占める割合は、平成30（2018）年度の約55.8%に対して、令和4（2022）年度は約58.9%と増加しています。

将来的な図書館の利用者層もさらなる高齢化が見込まれることから、多くの地域で歩いて行ける身近な距離にある図書館分室の機能は維持しつつ、新たな技術の導入にあたって、高齢者も安心して使える利便性の確保が求められます。

④市立図書館の管理運営手法の検討

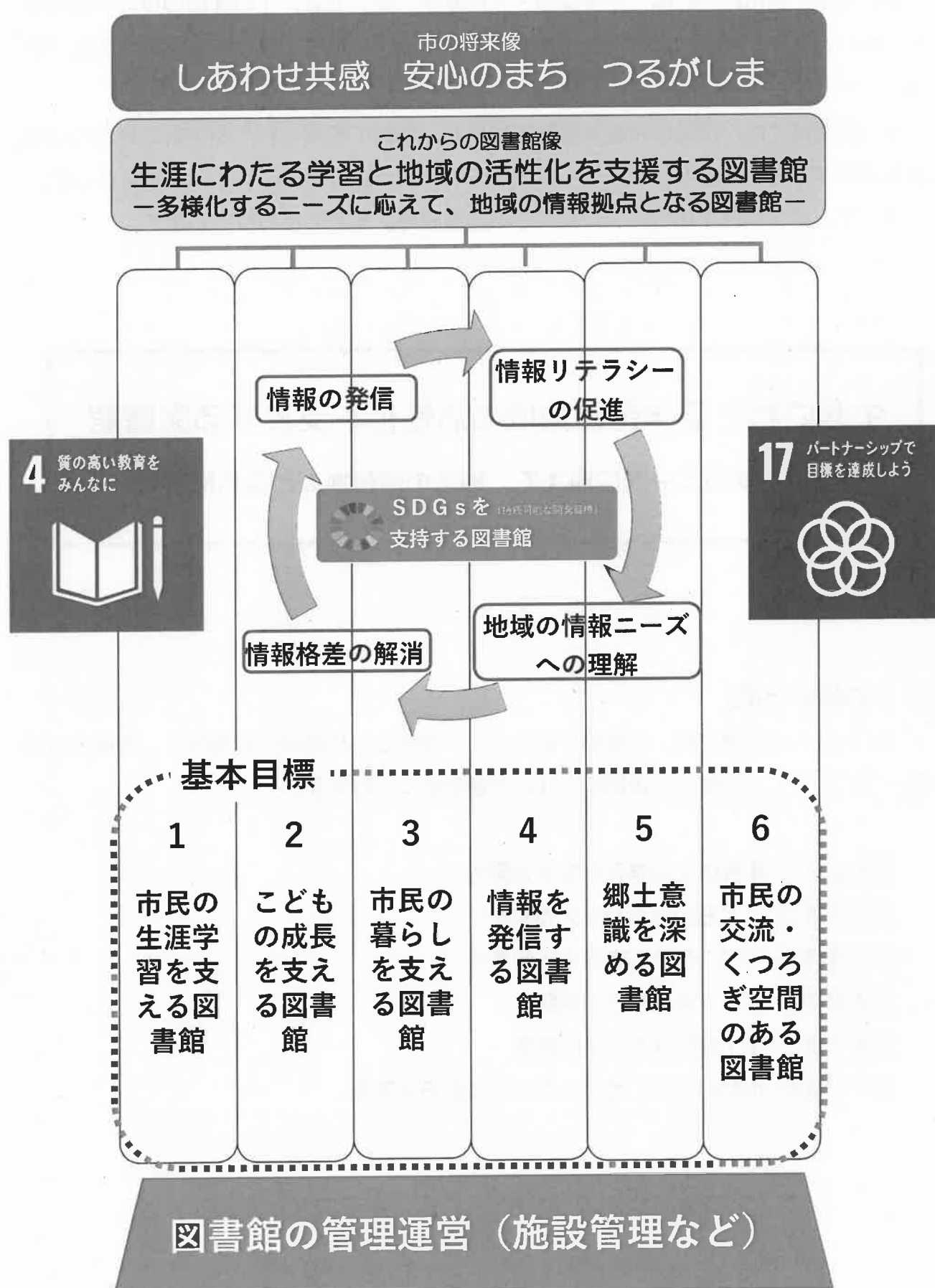
第3期基本構想の対象期間を通じて、市職員の定年年齢が順次延長される中、職員定数や活用のあり方に変化が見込まれます。

経験ある職員の配置が見込まれることから、図書館分室を含む市民センターの運営については、前出②によるDXの推進や新たな南分室の開設と連動して、分室の直営化も視野に入れた、指定管理者制度を適用する範囲の見直しが必要になります。第3期は引き続き指定管理者による運営を基本としつつ、変化に対応した検討が必要です。

⑤施設の老朽化対策

中央図書館は、建築後25年以上経過しているため、故障などが生じたときには、市民サービスに影響が生じないよう、優先順位付けを行いながら必要な修繕・改修を実施する必要があります。

4 第3期基本構想の全体像



5 第3期基本構想の「これからの図書館像」

第6次鶴ヶ島市総合計画（基本構想・後期基本計画）では、10年後の市の将来像を「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」とし、10年後、20年後を見すえた持続可能なまちづくりを進めることを目指しています。

市立図書館では、市民に有益な情報を提供し、市民の生涯にわたる学習と地域の活性化を支援することにより、市民一人ひとりに寄り添う図書館でありたいと考えました。

そこで、第3期基本構想の「これからの図書館像」を次のとおりとします。

生涯にわたる学習と地域の活性化を支援する図書館

—多様化するニーズに応じて、地域の情報拠点となる図書館—

【6つの基本目標】

「これからの図書館像」を実現するために、次の6つの基本目標を柱に、多様化するニーズに応じて、地域の情報拠点となる図書館をつくります。

基本目標1 市民の生涯学習を支える図書館

基本目標2 こどもの成長を支える図書館

基本目標3 市民の暮らしを支える図書館

基本目標4 情報を発信する図書館

基本目標5 郷土意識を深める図書館

基本目標6 市民の交流・くつろぎ空間のある図書館

【SDGs（持続可能な開発目標）を支持する図書館】

「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」※4は、環境・社会・経済の3つの側面から持続可能な社会の実現を目指す、すべての国・地域に共通する令和12（2030）年までの目標です。

「国際図書館連盟（IFLA）」では、「すべての人にアクセスとチャンス」※5と掲げ、社会全体における情報と知識のアクセスへの増進が持続可能な開発を後押しし、人びとの生活を向上させることをうたっています。

市立図書館では、引き続きすべての市民に情報へのアクセスを保障し、次のとおりSDGsの推進に取り組みます。

①情報の発信

市立図書館の各種サービスやイベント、市の情報の積極的発信

②情報リテラシー※6の向上

ICTコーナーの周知や利用講習の開催

③地域の情報ニーズへの理解

市の情報ニーズの分析・情報提供

④情報格差の解消

年齢や障害の有無などによる情報格差の解消

※4 SDGs：エス・ディー・ジーズ（Sustainable Development Goals の略）。2015年（平成27年）9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択された

※5 「すべての人にアクセスとチャンス」：IFLA冊子「すべての人にアクセスとチャンスを：国連2030アジェンダに図書館はどう貢献するのか」2020

※6 情報リテラシー：情報関連技術を習得し、活用する能力

基本目標 1 市民の生涯学習を支える図書館

図書館法^{※7}では、図書館を、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定めています。市民に有益な情報を、収集、整理、保存し、提供することは、図書館の基本的かつ重要なサービスです。市民の生涯学習を支える取り組みを進めます。

① 電子図書館

電子図書館は、いつでもどこでもインターネットを通じて検索、貸出、返却、閲覧ができるといった利便性の向上だけでなく、仕事や子育て、介護、障害などの理由により日中の来館が難しい人に対してもサービスを提供することができるため、電子図書館のコンテンツ^{※8}の一層の充実を図ります。

② 高齢者・障害者サービス

超高齢社会を迎え、高齢者の居場所づくりは課題となっていますが、図書館はその居場所の一つになり得ます。

障害者差別解消法^{※9}や読書バリアフリー法^{※10}の趣旨をふまえ、拡大読書器などの機器の提供、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」（以下「アクセシブルな書籍」という。）および「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）の資料の充実を図り、誰ひとり取り残さない読書環境を整えます（鶴ヶ島市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本計画（p.21））。

③ ボランティア活動

市民との協働による図書館運営とともに市民の自己実現を支えるため、ボランティア活動を促進します。書架整理や本の修理などの個人による活動、布絵本作成、読み聞かせなどのサークル活動、図書館まつり実行委員会など事業に協力するボランティア活動を支援します。地域連携を深め、コミュニティの活性化を支援します。

※7 図書館法：（昭和25年4月30日法律第118号）

※8 コンテンツ：メディアの中身の文字列・音・動画などのこと。ここでは、電子書籍を指す

※9 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行 平成25年法律第65号）

※10 読書バリアフリー法：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年6月28日施行 令和元年法律第49号）

④本の特集と「利用しやすい棚」づくり

紙の図書と電子図書、中央図書館と分室など、種類や場所に区別なく、定期・臨時に特集を実施し「本を動かす」ことに取り組みます。開架エリアの本棚は、本との出会いを演出する「利用しやすい棚」づくりに取り組みます。

取組項目	取組内容
電子図書館	・ 電子図書館のコンテンツの充実
高齢者・障害者サービス	・ 高齢者向けイベントの開催 ・ アクセシブル ^{※11} な書籍およびアクセシブルな電子書籍等の充実
ボランティア活動	・ サークル活動やボランティア活動の支援
本の特集と利用しやすい棚づくり	・ 本の特集の定期・臨時開催 ・ 棚の収蔵量に余裕を持った、利用しやすい棚づくり

※11 アクセシブル：利用しやすいさま

基本目標 2 こどもの成長を支える図書館

幼少期から本に親しむことは、豊かな心や想像力を育てることにつながります。市立図書館、児童館、小学校などでおはなし会や読み聞かせを行い、本に親しむ機会を積極的に提供し、読書を通じた子育てを支援します。

① 児童サービス

本との出会いをサポートできるよう、児童カウンターに図書館員を適切に配置し、基本図書^{※12}の買い替えを中心に計画的な児童書の購入を行い、児童サービスを充実します。

中央図書館では、月1回開催している赤ちゃんタイムで図書館員やボランティアによる読み聞かせとともに、育児コンシェルジュ^{※13}による子育て相談を実施しています。子育て世代が気軽に来館できるよう、ソーシャルメディアなどで広く周知して、親同士の交流へとつなぐ子育て支援の場の充実を図ります。

また、保健センターとの連携により、4か月児健康診査時にはブックスタート^{※14}を継続実施します。

② ティーンズサービス

市立図書館の利用が少ないティーンズ世代（10～20代前半）には、ライトノベル^{※15}とティーンズ向けの基本図書をバランスよく選書し、親しみやすいティーンズコーナーを設けます。

ビブリオバトル^{※16}など、読書の楽しさに気づきを与えるイベントを開催します。

③ 学校連携

市立図書館の児童担当と学校司書との共同研修や情報交換を実施し連携強化を図ります。

学校読み聞かせボランティアと市立図書館読み聞かせボランティアの交流の場として、図書館員を交えた読み聞かせに関する資料の紹介や外部講師を招いた研修を実施する「モクレンの会」を開催し、ボランティアのスキルアップと連携強化を図ります。

※12 基本図書：長年読み継がれている、普遍的な価値を持つ図書

※13 育児コンシェルジュ：子育て中の方の図書館利用や育児の悩みをサポートするスタッフ

※14 ブックスタート：赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントし、読み聞かせの楽しさを伝える活動

※15 ライトノベル：小説のジャンルの一種

※16 ビブリオバトル：5分間でお気に入りの本を紹介し、読みたくなった本を投票で決定する書評ゲーム

取組項目	取組内容
児童サービス	• 本による子育て支援の場の充実 • 児童カウンターへの図書館員の適切な配置 • 基本図書の買い替えを中心とした計画的な児童書購入 • ブックスタートの継続
ティーンズサービス	• ティーンズ世代のスペース提供 • ティーンズイベントの開催
学校連携	• 市立図書館と学校図書館のネットワーク強化 • 「モクレンの会」の開催

基本目標3 市民の暮らしを支える図書館

暮らしに役立つ図書館としてのサービスを充実させるために、市立図書館をよく利用する市民だけではなく、幅広い市民層に応じた選書、蔵書の紹介ができる図書館員の資質向上などを進めます。

①選書

選書については、市民の要望のほか、第6次鶴ヶ島市総合計画（基本構想・後期基本計画）などの市が作成した資料などから考えられる地域の顕在的ニーズ、人口推計や産業人口などの統計から汲み取ることができる潜在的ニーズを踏まえて、計画的に選定します。地域課題や社会問題に関する本など、市の将来を見越した選書をします。貸出冊数の増減のみにとらわれず、幅広い市民層を対象とした蔵書を構築します。

②レファレンスサービス

市民が抱える課題や疑問に応えるレファレンスサービスを充実します。レファレンスサービスは図書の貸出に比べて認知度が低いため、さまざまな媒体を使い、周知を図ります。

実際の事例を国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」^{※17}に公表して、レファレンスサービスの活性化と質の向上に努めます。

③図書館員のスキルアップ

市民サービスの向上のためには、困っている利用者に積極的に声がけするなどの利用者対応、多様なニーズを把握し、的確に対応するための技能向上が必要です。図書館員の研修・学習の機会を充実させ、人材育成に努めます。

時代の変化にあわせた「スマート図書館」^{※18}を進めるため、資料の電子化やオンライン化を進めるとともに、対応できる図書館員を育成します。

※17 レファレンス協同データベース：国立国会図書館が、全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース

※18 スマート図書館：デジタル技術を駆使した図書館。市では、新型コロナウイルス感染症等に備えた、電子図書館やOPACによる貸出返却など、非来館・非接触型図書館を進めることを指す

④ビジネス支援

中央図書館のＩＣＴコーナーで商用データベース※¹⁹を提供していますが、利用が少ない状況です。商用データベースの構成見直しや利用講習などを積極的に行うとともに、利用促進に向けて取り組みます。

取組項目	取組内容
選書	・各種統計をもとにした計画的な選書 ・幅広い市民層を対象とした蔵書構築
レファレンスサービス	・レファレンスサービスの充実および周知 ・レファレンスサービス事例の国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」への公表
図書館員のスキルアップ	・図書館員の研修の充実 ・「スマート図書館」に対応する人材育成
ビジネス支援	・商用データベースの構成見直しと利用促進

※¹⁹ 商用データベース：民間企業等がインターネット上で有料サイトとして運営しているデータベース

基本目標 4 情報を発信する図書館

スマートフォンやタブレット端末の普及、動画配信サービスやソーシャルメディアの急速な発達により、流通する情報が多様化し、その量も飛躍的に増大しました。

膨大な情報の中から必要なものを選んで入手するための情報発信を進めます。

①情報の発信

各種講座やイベント、市で発信している情報のほか、市民の暮らしに密着した情報を収集し、ホームページやソーシャルメディアを活用して随時、情報を発信します。

②情報リテラシーの向上

ＩＣＴコーナーは、インターネット環境がなくても、商用データベースや電子図書館などを利用できる、情報を得るために便利なサービスです。年齢や障害の有無などに関わらず提供できるよう、周知を図り、利用に関する講習や丁寧な説明を行い、情報格差の解消に努めます。

取組項目	取組内容
情報の発信	・ホームページやソーシャルメディアなどによる情報発信
情報リテラシーの向上	・ＩＣＴコーナーの周知や利用講習の開催

基本目標 5 郷土意識を深める図書館

行政資料や地域資料は、散逸してしまう可能性が高いものであり、市立図書館がさまざまな手法により、積極的・継続的に収集し、郷土意識の醸成に向けてその活用に取り組みます。

①郷土資料の収集・保存

市が撮影した写真や市民が撮りためた写真、地域産業のチラシやパンフレットなども地域資料です。市の広報担当や文化財担当と連携して保存に努め、画像・動画については、了解を得たうえで公開します。

②郷土資料のデジタルアーカイブ※²⁰化

郷土資料をデジタル化して記録保存するとともに、インターネット上で公開して広く活用できるようにします。

市民の郷土意識を醸成するため、郷土史などを学ぶ講座を開催します。

③つるがしま元気アップコーナー

中央図書館に設けている「つるがしま元気アップコーナー」を各図書館分室にも設置し、地域の名産や行事・イベントを取り上げ、市の魅力を紹介します。

脚折雨乞行事保存会（脚折雨乞）や鶴ヶ島市子ども会育成会連絡協議会（つるがしま郷土かるた）などの団体と協力し、地域に根差したコラボレーションイベントを開催し、郷土意識の醸成を図ります。

取組項目	取組内容
郷土資料の収集・保存	・市民や各団体からの郷土資料の収集・保存
郷土資料のアーカイブ化	・保存とインターネット公開
つるがしま元気アップコーナー	・各図書館分室につるがしま元気アップコーナー設置 ・地域団体などとのコラボレーションイベントの開催

※²⁰ デジタルアーカイブ：有形無形の文化資源を画像や映像等でデジタル化し、記録保存すること

基本目標 6 市民の交流・くつろぎ空間のある図書館

市立図書館を市民交流とくつろぎの場とするとともに、市内の企業や団体との連携を深め、地域コミュニティの活性化につながる図書館サービスを進めます。

①カフェスペース

休憩コーナーには、コーヒーや軽食の自動販売機を設置しています。屋外では、気軽に会話を楽しめるよう、カフェテーブルを設置します。

②大学・企業連携

近隣の大学図書館との利用提携をさらに深め、読書習慣やプレゼンテーション能力を身につけられるビブリオバトルや、大学の出張講義などを合同開催します。

企業が保有している専門知識を使い、市立図書館が連携講座や工場見学を企画することで、市の特徴的な企業や商品の紹介につなげます。

③市民交流

地域の団体や関係機関と連携・協力したイベントなどを開催することで、コミュニティの活性化につなげることが期待できます。地域の団体の活動に役立つ情報提供を積極的に行います。

④スマート図書館

非来館・非接触型サービスの充実を図りながら、市民交流やくつろぎの場を提供するため、「スマート図書館」を目指します。インターネットを活用して図書を借りられる電子図書館のコンテンツの充実を図るとともに、引き続きセルフサービスにより貸出ができる環境を確保します。

取組項目	取組内容
カフェスペース	・ カフェスペースの充実
大学・企業連携	・ 近隣の大学図書館とのビブリオバトルなどの合同開催 ・ 地域企業の特集コーナーや企業の商品紹介展示
市民交流	・ 地域の団体や関係機関と連携・協力したイベント開催 ・ 地域の団体の活動に役立つ情報提供
スマート図書館	・ 電子図書館のコンテンツの充実 ・ 非来館・非接触型サービスの実施

6 鶴ヶ島市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本計画

(1) 目的

この計画は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条に基づき、市における読書環境の整備の状況などを踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を推進することを目的とします。

(2) 現状と課題

市立図書館では、鶴ヶ島市立図書館障害者サービス実施要綱に基づき、障害のある人の図書館利用の増進を図ることを目的として、活字を読むのが困難な人への対面朗読サービスや、デージー図書^{※21}などの録音資料、点字資料、大活字図書、布の絵本、読書支援機器の提供を行っています。

視覚障害などにより市立図書館への来館が困難な人には、宅配や郵送サービスを行っています。

令和2（2020）年10月から電子図書館を導入しました。電子図書館は、いつでもどこでも貸出・返却ができるとともに、音声読み上げや文字の拡大、色の反転などの機能があるコンテンツがあります。

令和4（2022）年度には新型コロナ対策として、通常の資料費とは別に、無期限のライセンス形態を中心に、視覚障害のある人、高齢者にも親しみやすい音声読み上げ機能のある電子書籍を重点的に購入しています。

多くの電子図書は、一定の期間でライセンスを償却する契約となっているため、今後も引き続き資料費の確保に努めていく必要があります。

(3) 基本的な方針

すべての市民は、平等に読書をする権利があります。障害のある人の状況に応じたサービスの提供に努めるため、以下の項目に取り組みます。

① 視覚障害者等による市立図書館の利用に係る体制の整備等

ア 点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、ＬＬブック^{※22}、布の絵本などのアクセシブルな書籍の充実

※21 デージー図書：視覚障害者などに向けた、デジタル録音された本

※22 ＬＬブック：知的障害や発達障害などで本を読むのが困難な人でも読みやすいよう、写真や絵文字、短い文章などで構成された本

- イ 読書支援機器の提供やＩＣＴコーナーのタブレット端末の利用講習など、利用者ニーズに応じた円滑な利用の支援
- ② インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
 - ア アクセシブルな書籍等を総合的に検索するシステムの周知
 - イ 国立国会図書館や点字図書館^{※23}のサービスの周知
- ③ アクセシブルな電子書籍等の提供
 - ア 電子図書館の音声読み上げ機能などに対応する電子書籍の充実
 - イ デイジー図書、オーディオブック、テキストデータなどのアクセシブルな電子書籍等の充実
- ④ 端末機器（読書支援機器など^{※24}）およびこれに関する情報の入手支援、ＩＣＴ技術の習得支援
 - ア 市立図書館と埼玉県障害者ＩＴサポートセンターなどとの連携による、端末機器等の貸出や習得情報の入手支援
 - イ 点字図書館と連携し、サピエ図書館^{※25}等の視覚障害者用データのパソコン等を用いた送信サービスに係る利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出などの支援
- ⑤ 図書館サービス人材の育成等
 - ア 司書、学校司書、図書館員などの資質向上に資する研修等の実施

※23 点字図書館：点字図書の収蔵、貸出、点訳などを専門に行っている図書館

※24 読書支援機器など：拡大読書機、ルーペ等の拡大補助具、点字ディスプレイ、デイジープレイヤー、パソコン、タブレット、スマートフォン等を指す

※25 サピエ図書館：全国の施設や団体が製作または所蔵する資料や、点字、音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベース

7 第3期基本構想の推進

(1) 推進体制

第3期基本構想の6つの基本目標を推進するために、市や関係行政機関、学校図書館、大学図書館、国立国会図書館、埼玉県立図書館、他市町村の公共図書館との連携・協力を強化するとともに、市民、地域事業者、地域の各団体とサービスの提供のほか、協働して事業を進めるなど推進体制を整えます。

また、市立図書館は、今後3年間（令和8（2026）年度から令和10（2028）年度）を指定管理者により管理運営を行います。指定管理者は、毎月1回の定期報告および年度終了後に報告をし、教育委員会はそれに対し、モニタリングを行うほか随時、調査、確認を行います。

(2) 進捗管理等

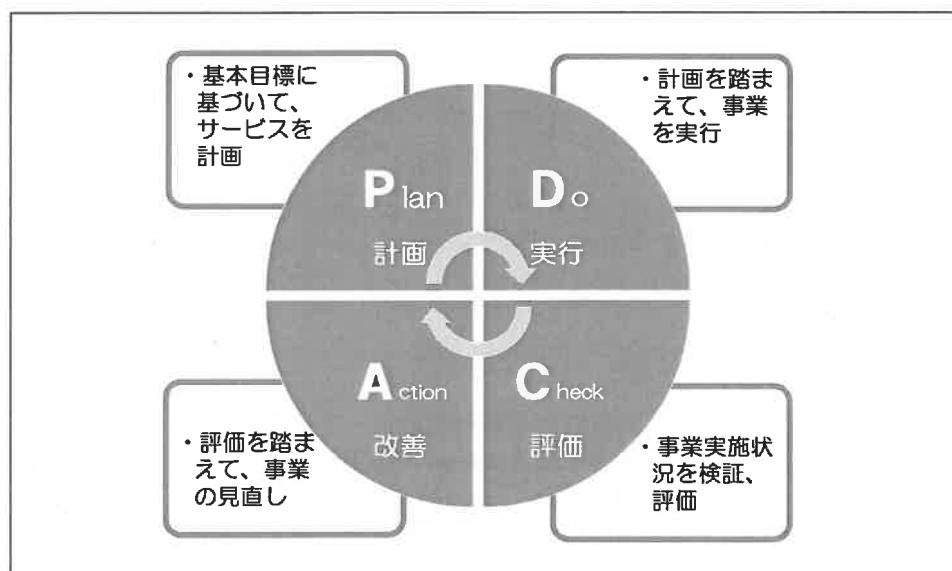
第3期基本構想を推進していくため、6つの基本目標の取組内容を定期的に把握・検証していく必要があります。

このため、毎年利用者アンケート調査等を行い、市民の満足度や要望を継続的に把握するとともに、指定管理者の自己評価も踏まえて基本目標の達成度を評価し、PDCAサイクルに基づいて進捗を管理していきます。

また、今後の図書館運営の検証、評価については、図書館協議会においても行います。

アンケート結果や図書館協議会の意見などについては、ホームページなどで公表し、市民への周知を図ります。

◇ PDCAサイクルのイメージ図



【資料編】

第2期基本構想の計画達成度

第2期基本構想の形式に沿って、達成状況を検証するものです

基本目標	取組項目	取組内容	評価	達成度
1 市民の生涯学習を支える図書館	① 電子図書館	電子図書館のコンテンツの充実	中央図書館や分室、若葉駅前カウンターにおける電子図書館活用講座を行うことで利用数が増加した。また電子資料の資料費を増額し資料数の充実に努めている。	計画どおり
	② 高齢者・障害者サービス	- 高齢者向けイベントの開催 - アクセシブルな書籍およびアクセシブルな電子書籍などの充実	読み聞かせや紙芝居について大人向けの講座や認知症など図書館を活用する高齢世代に役立つ事業を開催した。障害者用資料を収めている「りんごの棚」を拡充し、大活字本、点字資料、朗読CDなど、書架および資料を整備した。	計画以上
	③ ボランティア活動	- サークル活動やボランティア活動の推進 - 市民の主體的なボランティア組織の結成 - 利用者懇談会の開催	現在登録のある団体は引き続き活動しているが、新たに登録する団体はない。拡がりという点においては成果が出ていないが、個人で図書館ボランティアとして活動している方もいる。	計画以下

基本目標	取組項目	取組内容	評価	達成度
1市民の生涯学習を支える図書館	④つるがしまアートライブラリー	・芸術関係の資料を集積した特集棚の設置	7類（芸術関連資料）を一般書架から特別に設置した棚へ移動し、整備することによって利便性の向上を図った。また、定期的な特集展示を実施することで、利用者の知的探究心を掘り起こす機会を作った。	計画どおり
2こどもの成長を支える図書館	①児童サービス	・子育て支援の場の充実 ・児童カウンターに図書館員の適切な配置 ・基本図書の買い替えを中心とした、計画的な児童書購入 ・ブックスタートの充実	託児サービスについて、広報活動を積極的に行ったことで利用数が増え始め、サービス開始当初より実施日を増加した。こどもや育児をする保護者が多く来館する時間帯に児童カウンターにスタッフを配置した。 利用回数が多い児童書については積極的に買い替えを行い、複本所蔵を考慮しつつ資料管理を行っている。 新型コロナウイルス対策のため、当初は保健センターと一緒に活動することができなくなっていたが、現在はそれも解消し再開している。また、保健センターだけでなく児童館へ出向し、幼児だけでなく保護者に向けてのイベントも実施している。	計画以上

基本目標	取組項目	取組内容	評価	達成度
2こどもの成長を支える図書館	②ティーンズサービス	・ティーンズ世代の交流スペース提供 ・ティーンズイベントの開催	イベントや読書推進活動を通しての交流スペース提供ができていない。ティーンズの進路や本に関する知的欲求を啓発するため、医者や作家を招いてイベントを開催した。	計画以下
	③学校連携	・市立図書館と学校図書館のネットワーク強化 ・「モクレンの会」の開催	各学校図書館と情報共有を図りやすい環境を整えた。「モクレンの会」を年3回実施することで、市立図書館と学校図書館とのボランティアの連携について、情報共有を図っている。	計画どおり
3市民の暮らしを支える図書館	①選書	・各種統計をもとにした計画的な選書 ・幅広い市民層を対象とした蔵書構築	資料整理を行い、必要な資料を洗い出し、選書会議を毎週実施することで計画的な蔵書管理を行っている。また、中央図書館だけでなく分室についても蔵書管理を実施して利用者のニーズにあわせた蔵書構成を目指している。	計画どおり

基本目標	取組項目	取組内容	評価	達成度
3市民の暮らしを支える図書館	②レファレンスサービス	・レファレンスサービスの充実および周知 ・レファレンスサービスの事例の国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」への公表	レファレンスの利用向上を目指し、図書館ホームページからのレファレンス受付を開始したが、利用率向上には至っていない。さらなる周知が必要である。「レファレンス協同データベース」への公表についても事例なし。	計画以下
	③図書館員のスキルアップ	・図書館員の研修の充実 ・「スマート図書館」に対応する人材育成	県立図書館での研修や中央図書館でのオンライン研修について、時間を確保し積極的に参加した。電子図書館の利用率向上・理解を深めるために、担当スタッフをつけ対応している。	計画どおり
	④ビジネス支援	・商用データベース情報の充実と利用促進 ・ビジネス関連図書の見直し ・関係機関と連携した相談会などの会場提供	図書館内におけるビジネス関連資料の充実や商用データベースの実装し、ビジネス支援の利便性向上を図ったが、ビジネス関連についてのニーズが少ないため、どのような形式が利用者から求められるのか再考する必要がある。	計画以下

基本目標	取組項目	取組内容	評価	達成度
4 情報発信する図書館	① 情報の発信	・ホームページやソーシャルメディアなどによる情報発信 ・デジタルサイネージを使った情報発信	図書館ホームページやSNS、デジタルサイネージ（中央図書館、若葉駅前カウンスター）での情報発信は継続的に実施している。さらに自治体広報紙、関係各所へのチラシ配布、図書館だよりのリニューアル、電子図書館利用案内を作成し、情報発信強化に努めている。	計画どおり
	② 情報リテラシーの向上	・ICTコーナーの周知や利用講習の開催	ICTコーナーを利用した読書や調べもの、CDやDVDの視聴、タブレットを活用した情報検索、国立国会図書館デジタル資料閲覧サービスなど、多様なニーズに対応している。	計画どおり
5 郷土意識を深める図書館	① 郷土資料の収集・保存	・市民や各団体からの郷土資料の収集・保存 ・オーラル・ヒストリーの収集・保存	郷土資料の整理は行っているが、細かな資料収集やオーラル・ヒストリーの収集については満足する結果に至っていない。	計画以下
	② 郷土資料のアーカイブ化	・永久保存とインターネット公開	ADEAC（デジタルアーカイブの検索・閲覧を行うためのプラットフォームシステム）を活用し、郷土資料をデジタル化し、市民に対して公開している。コンテンツも継続的に追加しており多くの方が閲覧している（例：鶴ヶ島町史、脚折雨乞など）。	計画以上

基本目標	取組項目	取組内容	評価	達成度
5 郷土意識を深める図書館	③つるがしま元氣アップコーナー	・各図書館分室につるがしま元氣アップコーナー設置 ・地域企業などとのコラボレーションイベントの開催	各図書館分室のコーナースペースの確保が難しく、設置することはかなわなかったが、代替案として中央図書館にある郷土資料の一部を各分室に向けて巡回展示を行った。また、IHIから工場見学について共催の打診があり、令和4（2022）年度より毎年実施している。	計画どおり
6 市民の交流・くつろぎ空間のある図書館	①カフェスペース	・屋外にカフェテーブルの設置 ・カフェスペースの充実（市内カフェの出店）	屋外に2台のテーブルを設置し、新聞閲覧コーナーより外に出られるようにしている。カフェスペースにおける市内カフェの出店が難しく、それに代わる自動販売機の設置を行った。自動販売機は多くの利用者が利用している。	計画どおり
	②ゾーニング	・読書空間と交流空間のゾーニングの研究	コロナ禍に利用者用閲覧席の見直しを図り、より快適に過ごせるような座席配置を行い、閲覧席やICTコーナー、キャレル席、学習席、読み聞かせの部屋、くまさんの部屋（読み聞かせや工作、託児サービス）など、用途によって使い分けることが可能になった。ポラテンティア活動は会議室を利用し、また、団体向けに展示室や視聴覚室の貸出を行っている。	計画どおり

基本目標	取組項目	取組内容	評価	達成度
6市民の交流・くつろぎ空間 のある図書館	③企業連携	・近隣の大学図書館とのビブリオバトルなどの合同開催 ・地域企業の特集コーナーや企業の商品紹介展示 ・若葉駅前カウンスターのイベントの開催	城西大学水田記念図書館に依頼し、図書館まつりへの出店や資料展示を実施している。また、武洲カスによる環境対策講座や環境展示を開催し、SDGsなどの関連資料の展示を行っている。	計画どおり
	④市民交流	・地域の団体や関係機関と連携・協力したイベント開催 ・地域の団体の活動に役立つ情報提供	コロナ禍において中止していた図書館まつりを令和5（2023）年度より再開し、図書館まつり実行委員会を立ち上げ、マーケットスペースへの出店やコンサートの実演など、地域団体の協力を得て開催することができた。利用者向けに発信する地域団体のチラシやポスターも図書館を積極的に活用していただくよう促している。	計画どおり
	⑤つるがしまどこでもまちらイブラリー	・駅や商業施設等への設置	市内12ヶ所に設置し、まちの活性化につなげている。	計画どおり

基本目標	取組項目	取組内容	評価	達成度
6市民の交流・くつろぎ空間のある図書館	◎スマート図書館	・新しい生活様式を取り入れた、非来館・非接触型サービスの充実 ・オンラインを使った市民交流や各種サービスの研究	図書館ホームページによる蔵書検索や資料予約、個人ページでの貸出資料の確認ができることに加えて、電子図書館を新設し、非来館型サービスの充実を図ることができた。レファレンスにおいても図書館ホームページ上に窓口を設け対応している。 中央図書館で開催した講座や、つながるアート展における作品群をインターネット上で公開する等、今までになかったサービスを提供することができた。	計画以上